

マスターズ会員全員登録促進策協議事項の確認

2017. 6. 6 日本陸連会議室

出席者

日本陸連	事務局長	風間	明
	管理部長	鈴木	英穂
日本マスターズ連合	副会長	山田	展也
	専務理事	佐野	昭二
	常務理事	岡	桂子

1. 登録の方法

各都道府県マスターズ連盟の会員は、日本陸連加盟団体（都道府県陸上競技協会 以後陸協）へ個人登録または各都道府県陸協加盟団体（例 ○○マスターズクラブ）を結成し、団体登録を通じて日本陸連に一般登録する。（現状通り）

2. 登録料

各陸協の定める個人または団体登録料とする。（現状通り）

3. 会員証の発行

各都道府県マスターズの加盟団体が日本陸連 web 登録システムから会員証を出力し会員に配布する。（現状通り）

4. 大会の公認

世界マスターズ協会（WMA）、アジアマスターズ協会（AMA）、日本マスターズ連合およびその地域連盟が主催する大会は、すべて日本陸連の公認大会とする。ただし、各都道府県マスターズ連盟が主催する大会で、参加者全員が日本陸連登録者の場合は、日本陸連の公認大会とする。

5. 大会への参加資格

陸協登録のマスターズ会員は、日本陸連、地元陸協およびWMA, AMA, 日本マスターズ連合並びにその地域連盟が主催する大会に参加できる。

*陸協未登録者は、各都道府県マスターズ連盟主催の大会のみ参加できる。

6. 記録の公認

WMA, AMA, 日本マスターズ連合およびその地域連盟が主催する大会の記録は、すべて日本陸連の公認記録とする。ただし、各都道府県マスターズ連盟が主催する大会で、参加者全員が陸協登録者（日本陸連登録者）の場合は、日本陸連の公認記録とする。

7. 実施の時期

2018年度登録および大会から実施する。